

年度モニタリング(令和2年度)

施設名称	北志津児童センター 北志津児童センター学童保育所外7学童保育所
施設概要	<p>【児童センター】 所在地:〒285-0855 千葉県佐倉市井野794-1 施設構造:鉄骨鉄筋コンクリート造、地上2階建 敷地面積:20,236㎡ 延床面積:2,577㎡(センター部分609㎡) 建築年月:昭和62年12月 施設内容:1階:事務室、児童室、図書室、遊戯室 附帯設備:駐車場(102台収容)</p> <p>【北志津児童センター学童保育所】 名称 佐倉市立北志津児童センター学童保育所 所在地 〒285-0038 佐倉市井野794番地1(北志津児童センター内) 施設構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上2階建 敷地面積 20,236㎡(志津コミュニティセンター) 延床面積 609㎡(学童保育部分97㎡) 建築年月 昭和62年9月 開設年月 昭和63年3月 施設内容 学童保育室(1部屋) 基盤設備 電気:東京電力、水道:佐倉市水道事業、下水:佐倉市下水道 ガス:都市ガス、電話:NTT東日本、その他:ケーブルテレビ 定員 65名 対象学年 1年生～6年生</p> <p>【小竹学童保育所】 名称 佐倉市立小竹学童保育所 所在地 〒285-0858 佐倉市立ユーカリが丘5丁目5番1号(小竹小学校内) 施設構造 鉄筋コンクリート造、地上4階建 敷地面積 20,701㎡ 延床面積 6,227㎡(学童保育部分186㎡) 建築年月 昭和58年3月 開設年月 平成18年12月 施設内容 学童保育室(2部屋) 基盤設備 電気:東京電力、水道:佐倉市水道事業、下水:佐倉市下水道 ガス:都市ガス、電話:NTT東日本、その他:ケーブルテレビ 定員 60名 対象学年 1年生～6年生</p> <p>【井野学童保育所】 名称 佐倉市立井野学童保育所 所在地 〒285-0850 佐倉市立西ユーカリが丘3丁目1番6号(単独施設、井野小学校敷地内) 施設構造 鉄骨造 地上1階建 敷地面積 33,604㎡ 延床面積 120㎡ 建築年月 平成15年3月 開設年月 平成15年4月 施設内容 学童保育室(1部屋) 基盤設備 電気:東京電力、水道:佐倉市水道事業、下水:佐倉市下水道 ガス:都市ガス、電話:NTT東日本、その他:ケーブルテレビ 定員 50名 対象学年 1年生～3年生</p> <p>【志津学童保育所】 名称 佐倉市立志津学童保育所 所在地 〒285-0854佐倉市上座1156番地2(志津小学校内) 施設構造 鉄筋コンクリート造、地上3階建 敷地面積 22,397㎡ 延床面積 1,331㎡(学童保育部分 131㎡) 建築年月 昭和49年12月 開設年月 平成27年4月1日 施設内容 学童保育室(1部屋) 基盤設備 電気:東京電力、水道:佐倉市水道事業、下水:佐倉市下水道、 ガス:液化天然ガス、電話:NTT東日本、その他:ケーブルテレビ 定員 40名 対象学年 1年生～6年生</p> <p>【青菅学童保育所】 名称 佐倉市立青菅学童保育所 所在地 〒285-0850佐倉市宮ノ台1丁目17番1号(青菅小学校内) 施設構造 鉄筋コンクリート造、地上3階建 敷地面積 27,003㎡ 延床面積 2,827㎡(学童保育部分 85㎡) 定員 35名 対象学年 3年生～6年生</p> <p>【第二青菅学童保育所】 名称 佐倉市立第二青菅学童保育所 所在地 〒285-0850佐倉市宮ノ台1丁目17番10号(青菅小学校敷地内) 施設構造 鉄筋コンクリート造、地上3階建 敷地面積 27,003㎡ 延床面積 2,827㎡(学童保育部分 85㎡) 定員 50名 対象学年 1年生～2年生</p> <p>【第三青菅学童保育所】 名称 佐倉市立第三青菅学童保育所 所在地 〒285-0850佐倉市宮ノ台1丁目17番10号(青菅小学校敷地内) 施設構造 鉄筋コンクリート造、地上3階建 敷地面積 27,003㎡ 延床面積 2,827㎡(学童保育部分 85㎡) 定員 50名 対象学年 1年生～2年生</p> <p>【佐倉市立第二井野学童保育所】 名称 佐倉市立第二井野学童保育所 所在地 〒285-0855佐倉市ユーカリが丘6-4-1 施設構造 鉄筋コンクリート造、地上3階建 敷地面積 27,003㎡ 延床面積 2,827㎡(学童保育部分 85㎡) 定員 40名 対象学年 1年生～6年生</p>

施設の設置目的	<p>児童センター：児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること。</p> <p>学童保育所：共働き・一人親の小学生の放課後（土曜日、春・夏・冬休み等の学校休業中は一日）の生活を継続的に保障することを通して、親の仕事と子育ての両立支援を保障すること。</p>
指定管理者	山万グループ ワイエム総合サービス株式会社
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
委託料	440,861,077円（令和2年度支払額 93,111,795円）
市所管課	佐倉市 こども支援部 こども保育課
第三者	北志津児童センター運営委員会

①業務点検

評価	説明
S（優良）	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A（適格）	適格に実施されている。
B（概ね適格）	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C（要改善）	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
-（該当なし）	該当する事例がない。または、評価することができない。

I 業務に関する基準			
1 基本事項			
開所（館）時間	開所（館）時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-1-(3)
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-1-(2)
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-1-(4)、※児童センターのみⅡ-1-(5)も含む

適正利用	利用・減免等の手続は規定に則って行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-1-(6), 学童保育所はⅡ-3-(2)
利用料金	利用料金の減免の基準、範囲・件数は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-1-(6), 学童保育所はⅡ-3-(2)
法令遵守	関連規程を理解し、法令遵守が確保されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	児童センター：Ⅱ-1-(5), 学童保育所Ⅱ-1-(7)
2 維持管理業務に関する基準			
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(1),(2),(4)
清掃	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(1)

清掃	定期清掃は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(1)+別紙1
廃棄物処理	適正な方法(分別等)と頻度により廃棄されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(2)
廃棄物処理	廃棄物の減量に務めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(9)
環境衛生	必要な検査等は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(9)+別紙1
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(1)~(11)

公共料金支払	公共料金は滞りなく支払われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(3)
景観維持	屋外の景観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(4)
備品管理	備品管理台帳が整備され、適切に記録されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(5), (6)
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(5), (6)
修繕	適切に修繕を行うとともに、市への報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(6)

修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(6)
修繕	消耗品の補充・管理は適正に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(6)
警備	入退者管理、施錠管理、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	北志津児童センター：Ⅱ-2-(8), 学童保育所：Ⅱ-2-(7)
警備	夜間・休所日警備に支障はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	北志津児童センター：Ⅱ-2-(8), 学童保育所：Ⅱ-2-(7)
保守点検	法定点検その他定期点検を遅延なく確実に実施しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(9)

保守 点検	点検によって発見された不具合の報告を適切に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(9)
安全 点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(9)
安全 点検	避難経路や消防設備の付近に障害物はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(9)
駐 車 場	設備の損傷や危険物、違法駐車はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(9), (10)
駐 車 場	事故・盗難等の発生について市への報告を怠っていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(10)

3 施設運營業務に関する基準			
利用 手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2-(10)
利用 料金 徴収	出納簿等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(1), ※学童保育所のみ Ⅱ-3-(2)も含む
利用 料金 徴収	現金は必要最小限とし、盗難・紛失等のないよう管理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(1), ※学童保育所のみ Ⅱ-3-(2)も含む
利用 料金 徴収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(2) ※学童保育所のみ
物 品 販 売 等 許 可	物品販売、寄付の募集、広告物の掲示・配布等の許可が適切に行われ、利用者の妨げとなっていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-3-(8) ※北志津児童センターのみ

記録業務	日報や各種記録(文書・画像・音声・映像等)を行い、整理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	北志津児童センター: II-3-(9) ,学童保育所: II-3-(6)
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	北志津児童センター: II-3-(10) ,学童保育所: II-3-(7)
広報活動	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	北志津児童センター: II-3-(10) ,学童保育所: II-3-(7)
広報活動	パンフレット・チラシ等の在庫切れはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	北志津児童センター: II-3-(10) ,学童保育所: II-3-(7)
広報活動	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	北志津児童センター: II-3-(10) ,学童保育所: II-3-(7)

意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	北志津児童センター：Ⅱ-3-(11) ,学童保育所：Ⅱ-3-(8)
意見等受付	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	北志津児童センター：Ⅱ-3-(11) ,学童保育所：Ⅱ-3-(8)
相談業務	相談内容及び個人情報の保護は徹底されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	北志津児童センター：Ⅱ-3-(11) ,学童保育所：Ⅱ-3-(8)
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	北志津児童センター：Ⅱ-3-(11) ,学童保育所：Ⅱ-3-(8)
企画事業	事前に計画書を文書で市に提出し、承諾を得た上で実施し、実施後適切に報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-5

企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-5
留意事項	拾得物台帳を作成し、拾得物を所轄の警察署に届けているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	北志津児童センター：Ⅱ-3-(12) ,学童保育所：Ⅱ-3-(9)
留意事項	管理運営の実施等に関する市の調査に協力しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	北志津児童センター：Ⅱ-3-(12) ,学童保育所：Ⅱ-3-(9)
4 経理事項に関する基準			
区分会計	区分会計により独立した帳簿及び預金口座で管理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-4-(2)
帳簿管理	帳簿書類等は適切に保存されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-4-(3)

5 独自事業に関する基準			
事業計画	独自事業の実施にあたり、事前に計画書を提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-5
6 目的外業務に関する基準			
行政財産使用許可	目的外業務(公衆電話設置等)の実施にあたり、行政財産使用許可申請を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-6
行政財産使用許可	目的外業務の実施による利用者への妨げはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-6
Ⅱ 運営体制・組織に関する基準			
1 基本事項			
労務責任	業務従事者の労務に関し法令が遵守され、責任ある体制となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-1-(1)

労務責任	業務従事者から労務に関する苦情等はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-1-(1)
労務責任	労働時間の管理は適切になされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-1-(1)
資格・免許	必要資格及び免許等が取得されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	北志津児童センター：Ⅲ-1-(2), 学童保育所一：Ⅲ-2-(1)
許認可等	必要な許認可及び届出等が行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	北志津児童センター：Ⅲ-1-(3), 学童保育所一：Ⅲ-1-(2)
2 実施体制に関する基準			
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	北志津児童センター：Ⅲ-2-(1),(2), 学童保育所一：Ⅲ-2-(2)

研修等	必要な訓練・教育・研修等が計画的に実施されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2-(3)
連絡体制	指定管理者の団体本部との連絡体制は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2-(4)
接遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2-(6)
接遇	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2-(6)
3 一部業務委託(再委託)に関する基準			
委託範囲	再委託の範囲及び委託先の選定は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-3-(1)

報告	再委託の計画及び契約書等について市へ提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-3-(2)
履行確認	再委託業務の履行確認は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-3-(3)
4 運営協力体制に関する基準			
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-4
5 安全管理・危機管理に関する基準			
平常時	保守点検、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5-(1)
体制整備	危機管理計画及び危機管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5-(2)

体制整備	非常時の連絡体制は確立されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5-(2)
事故災害対応	事故・災害等発生時は市へ直ちに報告され、適切に対処したか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5-(2)
損害賠償	第三者への損害賠償は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5-(4)
保険加入	必要な保険に加入し、その範囲は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5-(5)
6 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準			
守秘義務	業務上知り得た秘密を他人に漏らしていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-6-(1)

個人情報保護	個人情報保護条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-6-(2)
情報公開	情報公開条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-6-(3)
情報公開	総合的かつ積極的な情報公開の推進が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-6-(3)
情報管理	情報管理計画及び情報管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-6-(4)
情報管理	情報セキュリティ(コンピュータウイルス対策等)は万全か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-6-(4)

7 事業計画及び事業報告に関する基準			
資料提出	事業計画及び事業報告は規定どおりに提出されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-7-(1),(2)
資料提出	事業計画及び事業報告の内容に虚偽及び重大な誤りはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-7-(1),(2)
8 連絡調整に関する基準			
連絡会議	市との連絡会議を適宜行い、十分な調整は図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-7-(1),(2)

意見記述欄

指定管理者	<p>業務基準書に沿って運営をしております。</p> <p>児童センターにおいては、子ども達のための児童館として親しみを持っていただく為に入口付近には遊戯室内のすくすく広場・ちびっこ広場の活動で製作した物を織り交ぜた壁面や各学童の在籍児童が製作した壁面で月替わりの装飾を行い、子どもたちの活動がより伝わるようにしております。</p> <p>学童保育所において児童の日々の様子を注視している中で、子どもの様子や変化などについては、随時連絡を取り合い、小学校のクラス担任と相談し、小学校と共同指導ができるように連携を強化しております。各小学校の校長・教頭との共通事項を確認する時間を設け、その話合いの結果として共有・連携事項を作成し、緊急時にも各小学校と連携して早急な対応ができるようにしております。また児童の安全を図れるように登所してくる時間や登所予定を確認し、抜けがないように対応しております。</p> <p>今年度についてはコロナウイルス感染症拡大の影響の為、利用者の方に遊びの提供が出来なかったり、制限がある中での利用となってしまっておりますが、まずは安全に安心して北志津児童センターを利用していただけるようにすることを目的とし、消毒作業や換気の徹底を行ってまいりました。利用制限はある中ではございますが、その結果、利用者の方からは「安心して利用できる」との声をいただいております。今後も安心・安全を第一に子ども達の笑顔が多く見られる施設を目指してまいります。</p>
佐倉市	<p>業務全般においては、適格に実施されています。</p> <p>児童センターにおいて、児童の製作物を装飾として掲示することで、児童の創作意欲を向上させるとともに、どのような活動を行っているのかがわかり、利用に対して安心感が得られているのではないのでしょうか。</p> <p>令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大という大きな不安と活動制限のある中での運営となりましたが、引き続き、基本的な感染対策を徹底していただきながら、利用者が安心できる施設運営に努めていきたいです。</p>

②利用状況等分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
延べ利用者数(人) 児童センター	80,546	40,000	41,175	51.1%	102.9%
実利用者数(人) 学童保育所	39,775	25,000	37,367	93.9%	149.5%
登録児童数/月 (北志津学童)	63	60	63	100.0%	105.0%
(井野学童)	53	50	50	94.3%	100.0%
(小竹学童)	63	55	58	92.1%	105.5%
(志津学童)	25	20	27	108.0%	135.0%
(青菅学童)	41	30	24	58.5%	80.0%
(第二青菅学童)	—	35	25	—	71.4%
(第三青菅学童)	—	35	26	—	74.3%
(第二井野学童)	—	20	11	—	55.0%
利用料金収入(円)	21,423,050	24,595,000	19,755,800	92.2%	80.3%
減免件数(件)	680	600	548	80.6%	91.3%

意見記述欄

指定管理者	<p>北志津児童センターに関しては、コロナ禍で制限を掛けた形での運営になっており、利用人数としては少ないですが、利用者の声にお答えしながら対応しております。北志津児童センターとしては利用者に寄り添い、ベテラン社員を置くことにより、他施設では出来ない保護者とのコミュニケーションを感染対策をした上で多くとり、少しずつでも利用者が利用したくなる、保護者に寄り添える児童センターを目指してまいります。</p> <p>保護者の就労の為、学童保育所では人数も多くなってきており、今年度より第二青菅、第三青菅、第二井野と3カ所学童が増えました。青菅学童は3学童になり、各学童が平均的に分散されたため、よりきめ細かな対応が可能になりました。また今後も児童に対して適格な指導員の配置と、質の高い保育を実践できるスキルを身につけることが必要になります。研修を通し得たスキルと経験を通し得たことを生かせるよう全体会議等で周知し、学童支援に関して統一した対応ができるようにしてまいります。</p>
佐倉市	<p>児童センターについて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらの運営となりましたが、必要な対策を講じたうえで、利用しやすい環境づくりを行っていただきました。</p> <p>学童については、第二青菅、第三青菅、第二井野学童が新規開所したことで一定の過密状況は緩和されましたが、より広範囲での細かい対応が必要となります。各学童の状況に合わせ、適正な保育が行えるような体制づくりについて、引き続き努めていただきたいと思います。</p> <p>(※令和3年度において、各学童の希望する保護者との個別面談を実施しております。)</p>

③経営分析(児童センター)

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	28,301,656	28,607,944	28,363,948	100.2%	99.1%
支出(円)	37,521,671	28,073,600	42,530,345	113.3%	151.5%
収支(円) 〈収入-支出〉	-9,220,015	534,344	-14,166,397	153.6%	-2651.2%
利用料金比率(%) 〈利用料金収入/収入〉	—	—	—	—	—
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	85.4%	74.4%	89.5%	—	—
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	—	—	—	—	—
利用者当たり管理コスト(円) (支出/延べ利用者数)	465.8	701.8	1,032.9	221.7%	147.2%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数)	351.1	709.0	688.8	196.2%	97.2%

意見記述欄

指定管理者	<p>以前より作業効率の良い配置設定をしながら、保育の質は保ちつつ、可能な限り人件費の削減に努め、経営面での改善を行うことができました。利用者数としては大幅に減ってはいるものの、利用されている方々が不安にならないよう、児童館での児童や幼児親子対応の質を高め、事故怪我等ないよう安全にも十分留意した配置にしております。6年間養った経験値を元にできる限りの危機管理をすることで効率よく回すこともできております。また、経験年数の多い、利用者からも信頼されている職員を配置することにより、コロナ禍の中で子育てをする保護者への不安の払拭や相談対応等も行うことが出来ていると考えております。</p> <p>また、コスト面については昨年度と比べると金額が倍近くになっている部分がありますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で臨時休所になったり、臨時休所明けも厳しい人数制限や利用制限を行う中での開館となっていた為、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為の措置を徹底しながらの開館という面においては、仕方のないことだと感じております。今後は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮しつつ、様々な制限が解除された際には、例年通りの運営状況に戻すことのできるよう、努めてまいります。</p>
佐倉市	<p>新型コロナウイルス感染症の影響下での運営において、通常時に発生しない事務や対策に必要な経費の発生により、コストが増加してしまうことは致し方ないことではあります。今後の継続的な運営に向け、効率化できる点・改善点等については、検討していただき、令和2年度のコスト増が少しでも緩和できるような体制づくりにも努めていただきたいと思います。</p>

③経営分析(学童保育所)

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	59,075,467	89,502,851	83,197,964	140.8%	93.0%
支出(円)	51,616,683	89,199,300	61,564,298	119.3%	69.0%
収支(円) 〈収入-支出〉	7,458,784	303,551	21,633,666	290.0%	7126.9%
利用料金比率(%) 〈利用料金収入/収入〉	36.4%	27.4%	22.8%	-	-
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	89.1%	76.6%	85.5%	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	-	-	-	-	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出/延べ利用者数)	1,297.7	3,567.9	1,647.5	127.0%	46.2%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数)	914.7	2,589.9	1,685.9	184.3%	65.1%

意見記述欄

指定管理者	<p>以前より作業効率の良い配置設定をしながら、保育の質は保ちつつ、可能な限り人件費の削減に努め、経営面での改善を行うことができました。児童の人数も多くなりましたが、その分、質を高め、事故怪我等ないよう安全にも十分留意した配置にしております。6年間養った経験値を元にできる限りの危機管理をすることで効率よく回すこともできております。</p> <p>また消耗品等削減に努めながら経営状態の回復を図りながらも、保育の質を落とさないようにしていくことが求められます。</p> <p>コスト面については昨年度と比べると金額が大幅に増加している部分がありますが、コロナウイルス感染症拡大の影響で臨時休所になったり、登所自粛のお願いを積極的にする中での開所となっていた為、コロナウイルス感染症拡大防止の為の措置を徹底しながらの開所という面においては、仕方のないことだと感じております。今後はコロナウイルス感染症拡大の影響を考慮しつつ、様々な制限が解除された際には、例年通りの運営状況に戻すことのできるよう、努めてまいります。</p>
佐倉市	<p>新型コロナウイルス感染症の影響下での運営において、通常時に発生しない事務や対策に必要な経費の発生により、コストが増加してしまうことは致し方ないことではあります。今後の継続的な運営に向け、効率化できる点・改善点等については、検討していただき、令和2年度のコスト増が少しでも緩和できるような体制づくりにも努めていただきたいと思います。</p>

④業務実施状況確認

【単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
ベビーサイン・赤ちゃんと一緒にママヨガ(児童センター)	※コロナウイルス感染症拡大の影響の影響を受け中止
親子でふれあいママピクス、親子でエクササイズ(児童センター)	※コロナウイルス感染症拡大の影響の影響を受け中止
小学生運動遊び教室(児童センター)	※コロナウイルス感染症拡大の影響の影響を受け中止
教えてタイム(救命救急・歯科・栄養)(児童センター)	※コロナウイルス感染症拡大の影響の影響を受け中止
夏休みおたのしみ企画(児童センター)	※コロナウイルス感染症拡大の影響の影響を受け中止
学童保育所合同行事(学童保育所)	※コロナウイルス感染症拡大の影響の影響を受け中止
学童クッキング(学童保育所)	※コロナウイルス感染症拡大の影響の影響を受け中止
絵本・紙芝居の読み聞かせ(学童保育所)	※コロナウイルス感染症拡大の影響の影響を受け中止

【中・長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
すくすく広場(児童センター)	※コロナウイルス感染症拡大の影響の影響を受け中止
ちびっこ広場(児童センター)	※コロナウイルス感染症拡大の影響の影響を受け中止
けん玉教室・一輪車教室(児童センター)	※コロナウイルス感染症拡大の影響の影響を受け中止
ワンパクまつりに向けた学童参加(学童保育所)	※コロナウイルス感染症拡大の影響の影響を受け中止
お迎え時のお茶会(学童保育所)	※コロナウイルス感染症拡大の影響の影響を受け中止
みんなで遊ぼう(学童保育所)	※コロナウイルス感染症拡大の影響の影響を受け中止
避難訓練(学童保育所)	火災・地震・不審者対応の避難訓練を実施いたしました。各2回ずつとし、1回目は学習・2回目が実践を分ける事で子ども達の危機管理も身につけられるようにしております。

意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p>今年度に限っては、突然の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、殆どの行事を実施することが出来ておりませんでした。「感染者を出してはならない」という意識からどのようにする事が最優先かを常に考え、行事やイベントとしては行わずとも、遊びに来ている・学童に来ている児童たちが楽しめる様、工作やソーシャルディスタンスを守った遊びの提供が出来るよう、情報収集を重ねながら日々の対応を行うことが出来ました。ミニ工作は児童センターでも各学童でも子ども達には大人気の遊びとなり、昨年とは違い、工作等落ち着いて過ごすことが好きな児童も多くなってきているように感じております。 今後も感染予防を徹底した上で、。安心・安全を第一に子ども達が安心して楽しめる施設の運営を行うようにしてまいります。</p>
<p>佐倉市</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響下で、事業実施が難しい中、児童のことを第一に考え、必要な訓練を実施したうえで、日々の遊びを工夫して提供していただき、利用者としても安心して楽しめたのではないかと思います。引き続き、感染対策等を行っていただきながら、児童が安心して楽しめる施設の運営に努めていただきたいと思います。</p>

⑤利用者満足度調査報告

実施方法等	利用者・保護者へのアンケート実施
回答数等	300名
実施結果	重大な問題等は見られなかったが、今回いただいたご意見を真摯に受け止め、より良い運営の為に尽力していく。

回答者の意見等	対応策等
手作りおやつがあれば良いと思います。(学童)	アレルギーがある子も居ますので難しい部分もある為、手作りおやつに変わるようなものを今後検討していく。
今後寒い季節になり、乾燥による風邪やインフルエンザ対策(加湿など)と、コロナ対策の換気、例年以上に適宜行ってほしい。(学童)	登所時、おやつ前、外遊びから帰ってきた時、毎トイレ後などで手洗い・消毒、常時換気を引き続き徹底していく。
集団生活なので、感染が分かった時の対応がどうなるか心配。(学童)	休所になる場合には北志津児童センターのホームページや、一斉メール配信サービス「マチコミ」を使用して情報の伝達を行う。
土曜保育でたまに児童センター入り口前に車を止めて送迎される方が居るのが気になる。(学童)	各学童の常勤から保護者の皆様に徹底していただくようお願いする。
個人情報の管理には気を付けてほしい。(学童)	保護者様に頂いた入所資料等につきましては一つのファイルにまとめて保管をし、他の保護者様の目の届く所には置かないよう徹底している。
上の兄弟の迎えを可能にしてほしい(学童)	安全を第一に考え学童へ登所した児童を安全に降所させるために、保護者様もしくはそれに準ずる大人の方にお迎えにきて頂いている。
小学生があそべるすべりだいなどがほしい(他2件も同意見)・てつぼうをもう少し高かったのが、ほしい。・ブランコがほしい。(児童センター)	鉄棒やブランコは無いが、安全に遊べる遊具を設置できるように検討していく。
しゅくだいができるばしょがほしい。(他2件も同意見)・こうさくができるばしょがほしい。(北志津児童センター)	宿題や工作ができるような自習スペースに関しては、利用するみなさんからの意見も踏まえながら検討していく。
自分たちがかいた絵をかざったりしてほしい。(北志津児童センター)	みなさんからいただいた絵等を飾ることが出来るようにしている。
(職員の対応について)人による。スマホをずっと見ている方もいる。(児童センター)	業務に集中してあたるよう、徹底する。
図書館の司書が仕事がわかっていない。国会図書館から本を借りると、お金がかかると言っていた。(児童センター)	国会図書館については基本的には無料でご利用できるが、一部サービスのみ有料なものがある為、伝え方に語弊がないようにする。
ほんの読み聞かせ、年れい別おすすめの本の紹介をしてほしい。・友達作りの時間がほしい。他15件の行事への要望に関して(児童センター)	感染症防止対策を行いながら楽しんでいただける行事の設定を検討していく。
北志津をもっと広くしてほしい。大人の本をもっと閲覧したい。・もう少しゆったりと本を見られる広さがほしい。あまりにも狭すぎるように思う。中に入りたいと思わない。(児童センター)	地域の学童利用児童の増加により、従前の学童保育所のみで対応する事が困難になり、子供たちの安全を守る為と待機児童の解消の為やむを得ず、北志津児童センターの学童室と図書室の配置替えを行った為、利用者の方にも気持ちよく図書室を利用していただけられるように、今後も日々努力していく。
暖房が入っている為、湿度が下がっている。コロナ以外の感染症もあるので加湿をしっかりとしてほしい。(学童)	加湿機能付き空気清浄機による調整を行っていたが、不足部分については追加で加湿器を購入し対処した。
マスクをしない、するように行ってもしない子がいる。(学童)	日頃からマスクの着用については鼻の上まで覆うように声掛けを行っている為、今後も徹底していく。
決まった体操をしてほしい。(学童)	外遊び、体育館遊びの際に行うよう児童の意見も踏まえて検討する。

保護者に学童で起きたいいいことだけでなく、悪いことも伝えてほしい。指導員と協力して子育てをしたい。(学童)	日頃より努めているが、指導員から積極的に保護者の方に学童での様子や悪いことについてもお伝えするように徹底していく。
3年が少ないのと、友達とトラブルになった時は嫌だと言う事も多々あり心配なこともある。(学童)	一人ずつ理由を聞きお互いに話し合いをしたうえで、仲直りをしておりませず。お迎え時にトラブルがあったことはお伝えしているが、ご家庭での様子も共有できるようにする。
学童の様子はおしえて頂いているが、家庭での様子は伝えられていない。(学童)	学童のみでなく、家庭での様子も共有できるように徹底する。
きびしく安全面、学習時間して頂けありがたいと思いますが子どもは怖いと言う。(学童)	日頃から子どもたちには伝わる声かけを指導員一同意識して行っているが、声かけの仕方には十分に注意しながら対応していく。
コロナ禍で感染拡大するのではないかと不安がある。(学童)	感染拡大防止策を今後も徹底していく。
土曜保育の迎え時間を19時にしてほしい。(学童)	児童や保護者の立場に立って検討していく。
受入れ児童の幅を増やしてほしい。(高学年が入所できるようにしてほしい)(学童)	現状、可能な限り入所出来るようにしているが、今後も行政とも連携し、安心して入所できるようにできる限り取り組んでいく。
時間外申請を、その月利用がなかった場合その月の利用料金は発生させないようにすることは出来ないか。(学童)	佐倉市の条例に基づき運営させて頂いている為、対応出来兼ねるが、申請変更していただくよう、周知していく。
行事やイベントの復活希望(学童)	今後も感染防止を最優先にした遊びを考えながら楽しい学童生活を過ごせるように検討していく。
遊具を増やしてほしい(学童)	児童の意見も踏まえ、可能な限り検討していく。
土曜保育について、今後利用人数が増えることがあれば通っている学童で保育をしてくれれば助かる。(学童)	今後、利用人数が増えることであれば、各学童での保育を検討する。
普段どのように過ごしているのかなどを親が見学できる日などがあると参加してみたい。(学童)	学童での様子をより身近に感じてもらうためにも検討していく。
児童間でのトラブルがあった際に、軽く考えずに真剣に向き合い、相手の子に対してきちんと指導をしていただきたい。(学童)	子どもたちに寄り添って相談を受けるように徹底していく。
個人面談があると嬉しい。また、有料でも英語の授業等があれば助かる。(学童)	個人面談については計画中。有料などの対応はしていないが、行事や遊びの中で対応できるように検討していく。
費用を銀行口座引き落としにしていきたい。(学童)	手渡しすることにより、普段保護者のお迎えではない家庭に対し、保護者様に1ヶ月に一度は学童に来ていただき、児童の様子をお伝えする機会とさせて頂いている為、今後ご理解していただけるようにする。
若い職員が一生懸命取り組んでいるのは日々伝わるし感謝しているが、若いゆえに細かい部分で社会性を伝えてあげたい時がある。もう少し指導者の目が必要だと思う。(学童)	学童指員認定資格研修や応対力研修を行いながら日頃から丁寧な対応ができるよう努めているが、引き続き学童指導員としての質の向上に努めていく。
学童の様子はおしえて頂いているが、家庭での様子は伝えられていない。(学童)	児童の指導員に対する呼び方に関しては、楽しく過ごせる場所の提供として、安心・安全を第一に「児童」と「先生」という距離のある関係ではなく、一緒に生活するうえで近い関係性でいたいという考えもある為、呼び方については人を傷つけるような呼び方でなければ良しとしているが、指導員から児童に注意をする際には、きちんと伝わることを第一にしてお話をさせて頂いている為、児童との関係を深めながら、日々の保育に努めていく。
不審者のこともある為、できることなら学童の先生方が下校時、少し足を延ばして子ども達の下校を見守るということがあっても良いのではないか。(通学路には危険箇所も多い)(学童)	学童としては学校から学童に来るまでのお約束として集団で帰ってくるよう、周知済み。また不審者対応の訓練等を通して実際に不審者に声をかけられた時にはどのようにすればよいのか学べる機会を設けたり、実践的に不審者に対する避難訓練を行っている。今後も日々の登所までの約束についての声かけを徹底するよう努めていく。 また、スクールガードさんには見守りをさせていただいており、不審者等の情報を学童で受けた際には状況に合わせて、佐倉市や小学校、交番に情報提供しながら対応している。

意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p>いただいた数々のご意見につきましては改善出来るものは迅速に改善してまいります。 また、コロナウイルス感染予防策の徹底は大前提とし、遊びや行事の提供についてもいただいた意見を踏まえながら、対応できるよう検討してまいります。 また、コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、子ども達の生活に制限が多くなってしまっていたことや施設の休所期間も多く、コミュニケーションが不足していると感じる部分も多くありました。 中止や控えるだけでなく、今後はどのように対策をすればより良い児童センターと学童保育所の運営が出来るのかをいただいたご意見を踏まえ、検討し実践してまいります。</p>
<p>佐倉市</p>	<p>新型コロナウイルス感染症関連の意見も上がっていることから、引き続き基本的な感染対策について行っていただきながら、事業実施や図書館等の運営についてご尽力いただきたいと思います。その他、運営や施設管理、安全管理など、多岐にわたる意見が挙がっていると思いますが、対応可能な範囲で、必要な改善を行っていただければと思います。 (※令和3年度から、希望者への個別面談を実施しており、ご家庭との密なコミュニケーションが期待できます。)</p>

⑥総合評価

【令和2年度】
意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p>今年度に関しては児童センターとして指定管理を受託するのは7年目になりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、臨時休館や臨時休所等数々の新型コロナウイルス感染症関連の対応を行って参りました。臨時休館中は動画配信やブログの更新等を通して利用できない状況でも何か提供することができればという思いから、情報や遊びの発信を続けておりましたが、当初計画していた行事の殆どが実施不可能なまま1年間が過ぎていきました。</p> <p>休館が明けてからは新型コロナウイルス感染症拡大防止策を徹底し、臨時休館時間を設け、施設内消毒を徹底したり、健康チェックも職員・利用者共に徹底し、安心・安全を第一に取り組んでまいりました。その結果、利用者の方には我慢も多くあったかと思いますが、「安心して利用できる」との声をいただけるようになりました。</p> <p>今後も新型コロナウイルス感染症拡大防止策を徹底した上で、近隣及び世間のニーズに注目しつつ、現状の利用者のニーズを理解した運営に取り組んでまいります。</p> <p>学童に関しては第二第三青菅学童保育所と第二井野学童保育所の3施設が増え、学童の利用者も多くなりました。学童保育所が増えたことにより、待機児童も解消させることが出来ております。ただ、児童や保護者の様子としては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、思うように行動出来なかったり、行事やコミュニケーションが取れていなかったことも事実です。今後は、その時の児童にあった保育や保護者の考えに共感しながら運営していくためにも調査をしながら保護者との会話にヒントを見出し、安心して安全に遊び、児童が心から落ち着いて過ごせる場所を提供することを目指してまいります。</p> <p>目標達成の為、支援員のスキルアップは欠かせず研修に参加し、今後も保育の質を高めていけるようにしてまいります。また、各学童保育所についても北志津児童センター同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を徹底し、子ども達が安心して通える学童を目指してまいります。</p>
<p>佐倉市</p>	<p>令和2年度、児童センターについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、臨時休館し、計画していた行事が行えない状況等もありましたが、動画配信やブログ等を通して、情報や遊びの発信を続けるなど、再開に向けた前向きな工夫をしておられました。</p> <p>再開してからは、利用者の協力も得ながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みを徹底していただきました。今後も継続しながら、利用者が安心できる運営に取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>学童については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、新たに開所した3か所の学童は特に、保護者も不安を抱えていたことと思います。その中でも、基本的な感染対策を行いながら、全体として、安心安全な運営に努めていただきました。今後も引き続きの感染対策を行いながら、保護者とコミュニケーションを取り、可能な限り利用者の声を汲み取った、より利用しやすい学童運営に向け、尽力していただきたいと思います。</p>

別記様式2

年度モニタリング〔第三者(利用団体等)評価〕(令和2年度)

施設名称	北志津児童センター
評価者・団体	運営委員会

業務点検シート

評価	説明
S (優良)	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A (適格)	適格に実施されている。
B (概ね適格)	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C (要改善)	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
- (該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。

I 業務に関する基準		
1 基本事項		
開所(館)時間	開所(館)時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。	A
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。	A
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。	A
2 維持管理業務に関する基準		
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。	A
	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。	A
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。	A
景観維持	屋外の景観が維持されているか。	A
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A
	不足している物品はないか。	A
修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A

安全点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。	A
3 施設運營業務に関する基準		
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。	A
利用料金徴収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。	A
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。	A
	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。	A
	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。	A
意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。	A
	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。	A
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。	A
企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。	A
II 運営体制・組織に関する基準		
1 実施体制に関する基準		
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。	A
接遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。	A
	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。	A
2 運営協力体制に関する基準		
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。	A

総合評価

・実施されている事に対して問題はありますが、コロナ問題に対して大変難しく限界もありますが、「やり過ぎ」はありませんので、精一杯衛生や換気に取り組むようにしていただきたく思います。

・コロナ禍で色々変更したり中止があったり又連絡したりと大変な事が多いと思いますがこれからも地域の子どもの為にご尽力ください。

・子ども達の健全な育成を常に心がけ、地域との連携をとりながら未来のある子ども達を社会全体で見守っていく指導的役割を担っています。今後の益々のご尽力をお願いいたします。